

和泉市は景観行政団体へ 移行します

和泉市は、都市と自然の心地良さの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成に向けて
令和5年8月1日に景観行政団体へと移行します。

● 景観行政団体って？

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体のことです。大阪府知事との協議を行い和泉市は景観行政団体へと移行することとなりました。

景観行政団体となると、良好な景観を形成するために必要な景観計画を定めることができ、条例で規制を設けることができます。

● 景観行政団体になったら？

令和5年8月1日から令和5年12月28日までは、大阪府景観計画の基準に基づき大規模行為（建築物の建築等、工作物の建設等）を行う際には、和泉市に届出を行う必要があります。

令和5年9月には和泉市景観計画を策定し、令和6年1月から運用予定ですので、令和6年1月以降は、和泉市景観計画の基準に基づき、大規模行為（建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積）や屋外広告物の表示等を行う際には、和泉市に事前協議や届出を行うこととなります。

お問い合わせ先

和泉市役所都市デザイン部
都市政策室
まちづくり推進グループ
TEL：0725-99-8140

